

定 款

一般社団法人

建 築 研 究 振 興 協 会

一般社団法人 建築研究振興協会 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人建築研究振興協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建築、住宅及び都市に関する研究の振興とこれらに関する情報の普及を図り、もって建築界の向上、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築、住宅及び都市に関する調査、研究及び試験並びにこれらの受託
- (2) 建築、住宅及び都市に関する調査、研究及び試験等の成果の普及
- (3) 建設工事用材料の試験
- (4) 建築物の耐震診断及び評定
- (5) 建築物の性能評価及び評定
- (6) 建築物の設計及び工事監理
- (7) 建築、住宅及び都市に関する研究会、講習会及び見学会等の開催
- (8) 建築、住宅及び都市に関する調査研究等に係る情報誌の発行
- (9) 建築、住宅及び都市に関する調査研究等に係る図書その他印刷物の出版刊行
- (10) 建築、住宅及び都市に関する国内外の調査研究等の情報収集及び交換
- (11) 前各号に付帯する事業

(12) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員の種別は、正会員及び名誉会員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は法人

(2) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の正会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

(1) 退会

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

(4) 第7条の支払義務を履行しなかったとき

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったとき
(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、本会对する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、総会を構成する者に対し、総会の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、法人法第39条に従って、通知しなければならない。

(開催)

第15条 定時総会は毎年度1回、原則として、5月に開催する。

2 臨時総会は、理事会で必要と認めるとき、又は総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき、開催する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名、1法人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
(議決権の代理行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の出席構成員を代理人として議決権の行使を委任することができるほか、書面又は電磁的方法によって議決権を行使できることとする旨の理事会の決議があるときは、これにより議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 書面をもって作成された議事録には、議長及び出席正会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以内が記名押印する。

第5章 役員等

(種別及び員数)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 1名
- (5) 理事 10名以上16名以内
(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)
- (6) 監事 2名以内

2 会長及び副会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(職務)

第23条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の定めるところにより本会の常務を処理する。
- 4 前3項の理事は、自己の職務の執行状況を、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事

会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任されることができる。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任されることができる。

3 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任し、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員に対し報酬等は支給しない。ただし、常勤の役員に対しては、総会の決議により報酬等を支給できる。

(責任の一部免除)

第28条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議

によって免除することができる。

(役員)の補欠選任)

第29条 役員に欠員が生じたときは、第22条の規定に準じて選任するものとする。

(顧問)

第30条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問の任期は、理事の任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の書面をもって作成された議事録には、出席した会長、副会長及び監事が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は会長が管理し、その方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(剰余金の分配禁止)

第40条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第1号、第3号及び第4号の書類は定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号

の書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 事務局

（事務局）

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長1名のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、事務局を統轄する。
- 4 事務局長は、会長が理事会の決議を経て、任免する。
- 5 その他事務局に関する規定は、会長が理事会の決議を経て、別にこれを定める。

第9章 委員会

（委員会）

第45条 本会の業務を処理するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員のうちから会長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員会を統轄する。
- 5 その他委員会に関する規定は、別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法及び細則

（公告の方法）

第49条 本会の公告は、電子公告により行う。

（施行細則）

第50条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、山崎裕及び青木義次とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例社団法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

定款設定（平成24年4月1日）